

事例から学ぶ

介護事業者の事故対応

「施設で看取る」と言ったのになぜ救急搬送したのか？

－看取り介護の説明が不十分－

■「延命処置はせず静かに看取りたい」という家族

M特養は看取り介護に力を入れている施設です。93歳で入所したHさんの家族は「母が逝く時には無理な延命処置をせずに静かに看取りたい」と、施設での看取りを希望しました。施設では、個室や医師のサポートなどの看取り体制について説明し、看取りの同意書に印鑑をもらいました。Hさんは、脳梗塞による重い全身麻痺があり、胃ろうでほとんど寝たきりですが、意思疎通が可能で入所時にも体調は安定していました。入所から4ヶ月経過した頃、Hさんは2日ほど微熱が続き、突然夜間に急変し、喘鳴とSPO2の低下が顕著だったため、看護師の判断で病院に救急搬送されました。病院に駆けつけて来た家族は同行した相談員に対して「延命処置はしないと約束したはずだ、なぜ病院に入れたんだ」と強く抗議しました。Hさんは急性肺炎と診断され、必要な医療処置が行われましたが、1週間後に亡くなりました。家族は施設に対して「施設で看取るはずだったのに約束が違う」と市に苦情申立を行いました。

「看取り介護」とは終末期のケアを施設で行うこと

■「看取り介護」の意味がきちんと説明されていない

本事例は、施設の説明不足によって、体調急変による救急救命措置を延命処置と家族が誤解したために生じたトラブルです。「施設での看取り介護」とは、終末期(※)に至った場合、臨終と臨終に至るまでのケアを施設で行うことを意味します。



本事例では、家族は施設で看取することを延命治療の放棄として捉え、本人の生命に危険が迫った場合の救急救命措置も放棄すると拡大解釈してしまいました。施設から見ればHさんの生活状況はまだ終末期には至っておらず、Hさんに体調急変が発生し生命の危険があれば、医療機関への救急搬送をしない訳には行きません。

施設での看取り介護を希望する家族は「回復の見込みが無いにもかかわらず病院で無駄な延命処置をされたくない」と考える人が少なくありません。しかし、全ての高齢者が老衰によって緩やかに自然な生命活動の低下によって死に至る訳ではありません。多くの高齢者は事故や病状の悪化、原因不明の体調急変などで死に至り、生活行為や意思表示がある利用者が急変すれば救急搬送するのは当然のことなのです。

看取り介護をたくさん経験している施設職員から見れば当然のことでも、親を看取ったことが無い家族が多い訳ですから、どのような場合が終末期(ターミナル)に該当するかという基本的なこともしっかり説明しなければなりません。

※一般的には老衰や病気などにより死を回避する方法がなく余命が3か月以内程度と医師が判断した状態

■デイサービスでも救命措置と延命処置でトラブルが

あるデイサービスの利用者Bさんの息子さんが、サービス利用開始時に「母は延命治療は放棄するという意思表示をしている」と、リビングウィル(尊厳死宣言書)を示しました。ある日、Bさんが突然意識混濁を起こし看護師の判断で病院に救急搬送しました。幸い看護師の判断で迅速に搬送されたため一命は取りとめました。息子さんがデイサービスの所長に次のように抗議しました。「延命治療を放棄しているのになぜ救急車を呼んだのか？あなたの方が勝手に搬送したのだから治療費はそちらで支払うべきだ」と。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部市場開発室
担当 森田・山口
TEL 050-3462-6444

担当課・支社 代理店